

フィールド風

(現場)からの風

宮田守男

書店で、沖有人さんの著書「空き家は2018年までに手放しなさい」の内容が気になる購入して読む。初期の観光隆盛期から50年、近代生活様式を取

り入れた自宅など一気に建築した建物など、多くの建築物の老朽化が目立ってきている。

白馬村は、長野冬季五輪の閉幕以降、基幹産業の観光が低迷、廃屋が増加、景観形成が大切な観光資源との認識で地元行政区が当該廃屋の所有者に代わって撤去する場合、村が撤去費用の一部を補助する制度を平成18年度に創設した地域課題でもある。

総務省の2013年の調査で、日本に空き家が5年前と比べ63万戸増加、約819万戸になった事が明らかにされた。国は、危機感を募らせ、対策に乗り

出すべく、2015年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定。市町村の権限が大幅に強化された。「特定空き家」として倒壊の恐れのある空き家や衛生上著しく有害となる建物を認

壊などの危険があるもの、「ごみの放置などで衛生上有害なもの」、「適切な管理が行われず、著しく景観を損なうもの」その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切なもの。

な事情が存在するのかと考えてしまうほどだ。法律による処罰は、強制的に自治体から所有者に解体が命じられる事と、特定空き家に認定された建物の敷地は「住宅用地の課税標

空き家対策が、今後の地域にどんな影響が生じるか考えてみませんか

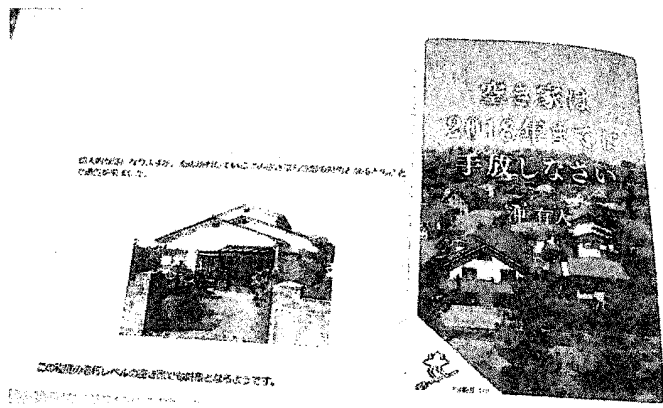
定、所有者に対して、撤去や修繕を命令できるようにになった事だ。特定空き家かどうかの認定基準については、国土交通省が次の4つを挙げている。

問題なのは、地域によって判断基準の厳しさが異なっている事だ。インターネットの情報サイトでも、この建物が有害な建物と思えない物件に自治体から、空き家として処罰の対象との通告。特別

準の特例」が適用外になり固定資産税が6倍に増額される事など大変厳しい内容だ。今後、国は積極的に空き家を「民泊」の推進や、不足する高齢者向け賃貸住宅への転用の活用を推進するだろう。し

かし大北地域にとって空き家対策がどの様な地域課題を生み出すか心配される事も事実。著書が示す課題を、多くの関係者全員で考え

る事が大切だと認識してほしいと考えさせられた。(NPO法人信州地域社会フォーラム理事・白馬村森上)



書籍離れ、最近では本を読まない、との話が多いが読書は色々な意見を知る機会でもある。